

令和4年3月17日(木)
教育委員会学校人事課
義務教育人事係
内線：4593

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の概要

学校人事課

1. 改正内容

群馬県学校職員について、有給休暇に係る規則を一部改正する。

○改正の要点

- (1) 不妊治療に係る休暇の付与日数を、6日から10日に拡大する。

2. 施行期日

○令和4年4月1日